

第3章 刑法の主な改正経過について

犯罪事実の記載に当たっては、刑法の改正経過に留意する必要があるため、ここに最近の主な改正経過を記載した。なお、各改正の具体的内容は、必要に応じ、各条文の解説欄に記載している。

令和5年法律第66号（令和5年7月13日施行）

- 176条 強制わいせつ罪を不同意わいせつ罪に改正（☞249頁参照）
- 177条 強制性交等罪を不同意性交等罪に改正（☞267頁参照）
- 178条 準強制わいせつ及び準強制性交等罪を削除
- 181条 強制わいせつ等致死傷罪の名称を同意わいせつ等致死傷罪に変更
- 182条 16歳未満の者に対する面会要求等罪を創設（☞292頁参照）

なお、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）を新設（令和5年7月13日施行）（☞294頁参照）

令和5年法律第28号（刑法33条は令和5年5月17日施行、刑法97条及び98条は、令和5年6月6日施行）

- 33条2項 刑の言い渡しを受けた者が国外にいる場合に、国外にいる期間 は、拘禁刑等の時効が進行しないとする規定を新設
- 97条 逃走罪の主体を変更し、法定刑を加重（☞89頁参照）
- 98条 主体から勾引状の執行を受けた者を削除（☞91頁参照）

令和4年法律第67号

- 9条以下 刑の種類として懲役・禁錮が廃止され、拘禁刑が新設（令和7年6月16日までに施行予定）

- 231条 侮辱罪の法定刑の引上げ（令和4年7月7日施行）（☞450頁参照）

令和2年法律第47号（令和2年7月2日施行）

- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（危険運転致死傷罪）に5号6号を新設（☞665頁・☞666頁参照）

平成30年法律第72号（令和2年4月1日施行）

- 115条（放火罪）及び120条2項（出水等罪） 自己の物に関する特例において、配偶者居住権が設定されていた場合を追加（☞114頁・☞132頁参照）
- 262条 自己の物の損壊罪の対象に配偶者居住権が設定された場合を追加（☞645頁・☞651頁参照）

平成29年法律第72号（平成29年7月13日施行）

- 176条 「男女」を「者」とする語句の改正（☞260頁参照）
- 177条、178条 強姦罪を改正して強制性交罪として法定刑も引上げ（☞275頁・260頁・281頁参照）
- 178条の2（集団強姦罪）を削除（☞275頁参照）
- 179条 監護者わいせつ罪及び監護者虐待の新設（☞288頁参照）
- 180条（親告罪）の削除
- 181条 強制わいせつ等致死傷罪の法定刑を引上げ（☞285頁参照）
- 241条 強盗・強制性交等及び同致死罪を規定（☞513頁参照）

平成25年法律第86号（平成26年5月20日施行（☞653頁参照））

- 208条の2（危険運転致死傷罪）を削除。なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律208条3条に危険運転致死傷罪を規定
- 211条2項（自動車運転過失致死傷罪）を削除。なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条に過失運転致死傷罪を規定

平成25年法律第49号（平成25年6月19日の公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

- 25条から27条 刑の全部の執行猶予として規定を整備
- 27条の2から27条の7 刑の一部の執行猶予を新設
- 29条 仮釈放の取消しの規定を整備